

県営住宅募集についてのお問い合わせ先

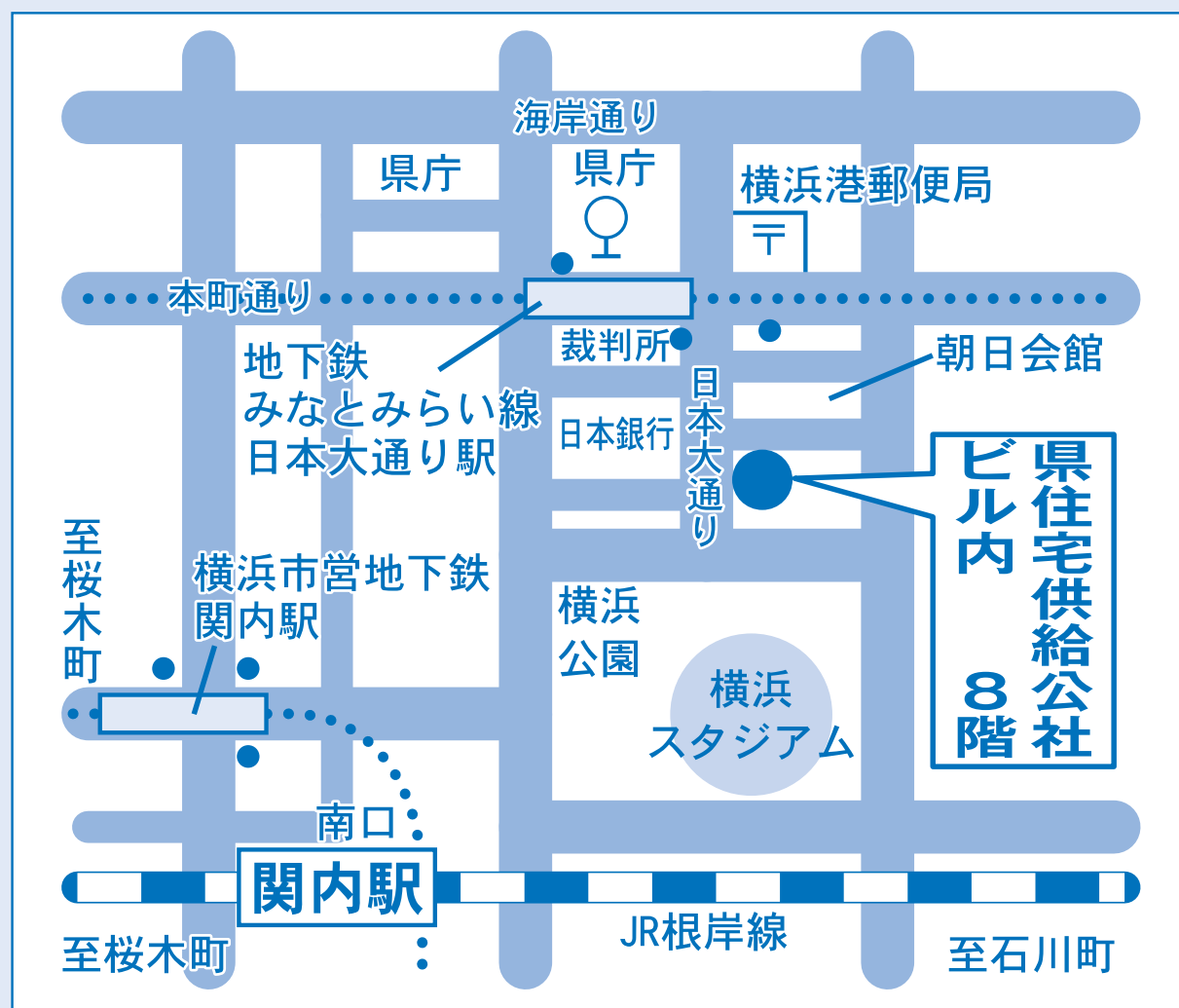
本部

〒231-8613 横浜市中区日本大通 33 県住宅供給公社ビル 7 階

(一社)かながわ土地建物保全協会

TEL 045-201-3673 入居者募集担当
(FAX045-201-8405)

受付時間: 平日 8 時30分～17時30分(土曜・日曜・祝日を除く)



交通

JR関内駅南口下車徒歩 8 分

横浜市営地下鉄関内駅(1 番出口)下車徒歩 8 分

みなとみらい線日本大通り駅(2 番出口)下車徒歩 3 分

横浜市営バス日本大通り駅県庁前下車徒歩 5 分

今回の募集についてのお知らせは、インターネットのホームページでも見るができます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/h5z/cnt/f6022/p28456.html>



神奈川県県営住宅(新築・あき家)

定期募集

5月

令和7年

募集のしおり

神奈川県住宅営繕事務所
(一社)かながわ土地建物保全協会

申込書配布期間

5月13日(火)～6月2日(月)

受付期間

5月15日(木)～6月2日(月)

(申込資格の基準日: 令和7年6月1日現在)

お知らせ

6月2日
消印まで有効

- 一部の県営住宅について、子育て世帯向住宅(入居制限付き住宅)として募集します。
- 60歳未満の方も申込みできる一般単身者向住宅(特定の資格なし)を、100戸募集します。
- 現在県外にお住まいの方も、県営住宅にお申込みできます。
※第二次資格審査の際には、入居する方全員の住民票(外国籍の方は、在留資格のあるもの)を提出していただきます。

新築住宅3戸・あき家住宅797戸への入居者を募集します。
本しおりの定期募集のほかに常時募集(原則無抽選、先着順・募集戸数692戸)もあります。「常時募集のしおり」をご覧ください。



◎申込み資格を確認してください。

世帯向け住宅…12～13ページ

単身向け住宅…36～37ページ

以後、もくじに従って進んでください。

今回の募集についてのお知らせは、インターネットのホームページでも見るができます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/h5z/cnt/f6022/p28450.html>



◎今回募集する住宅（種類別）	1 ページ
◎申込みについて	2 ～ 3 ページ
◎申込みから入居まで	4 ～ 5 ページ
◎入居について	6 ～ 7 ページ
◎各種住宅について	8 ページ
◎今回募集する住宅（市町別）	9 ページ
◎入居収入基準（月収額）	10 ～ 11 ページ
◎世帯向け住宅の申込資格	12 ～ 13 ページ
◎世帯向け住宅の優遇制度	14 ～ 15 ページ
◎世帯向け住宅の申込書の記入例	16 ～ 17 ページ
◎募集住宅一覧	
1 一般世帯向住宅	18 ～ 31 ページ
2 子育て世帯向住宅（入居期限付き住宅）※1	32 ～ 35 ページ
◎单身向け住宅の申込資格・優遇制度	36 ～ 37 ページ
◎单身向け住宅の申込書の記入例	38 ～ 39 ページ
◎募集住宅一覧	
1 高齢单身者向住宅	40 ～ 42 ページ
2 一般单身者向住宅	43 ～ 45 ページ
3 一般单身者向住宅（特定の資格なし）	46 ～ 47 ページ
◎住宅簡易間取り図	48 ～ 53 ページ
◎月収額の計算のしかた	54 ～ 61 ページ
◎常時募集実施のお知らせ	62 ページ
◎定期募集の再募集について	62 ページ
◎応募者相談コーナーのご案内	63 ～ 65 ページ

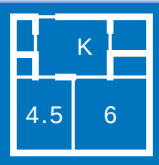
世帯向け住宅

单身向け住宅

その他

県営住宅とは

県営住宅は住宅に困っている低額所得者の方々のために建てられた住宅です。このため県営住宅は他の民間住宅とは異なり、入居に際して公営住宅法、神奈川県県営住宅条例などにより収入基準をはじめとするさまざまな規定が設けられています。また、県営住宅の家賃は、入居世帯の収入額に住宅の様々な条件を加味して毎年決められています。この家賃制度によって、全ての入居者の方々に公平に負担していただいています。申込みにあたってはこの「募集のしおり」をよくお読みになったうえでお申し込みください。



今回募集する住宅（種類別）

県営住宅には、応募者の方の家族構成や状況などに応じて、次のような種類があります。

世帯向け住宅

住宅の種類		ページ数	募集戸数		特定の資格	入居の決定	優遇制度 ※2
			新築	あき家			
1	一般世帯向住宅	公営住宅 改良住宅	P18 P31	1	464	家族 2人以上 の世帯向けの住宅です。	抽選 優遇あり
2	子育て世帯向住宅（入居期限付き住宅）※1	公営住宅	P32 P35	—	35	義務教育終了前の子どもと現在同居し、扶養している世帯向けです。	優遇なし

※1 8ページ参照 ※2 14～15ページ参照

单身向け住宅

住宅の種類		ページ数	募集戸数		特定の資格	入居の決定	優遇制度 ※4
			新築	あき家			
1	高齢单身者向住宅	公営住宅	P40 P42	2	23	60歳以上 の单身の方。	落選優遇あり (あき家住宅)
2	一般单身者向住宅	公営住宅	P43 P45	—	175	单身者向けの住宅です。 ※3	落選優遇あり (あき家住宅)
3	一般单身者向住宅（特定の資格なし）	公営住宅	P46 P47	—	100	单身者向けの住宅です。 特定の資格がなくても応募できます。	落選優遇あり (あき家住宅)

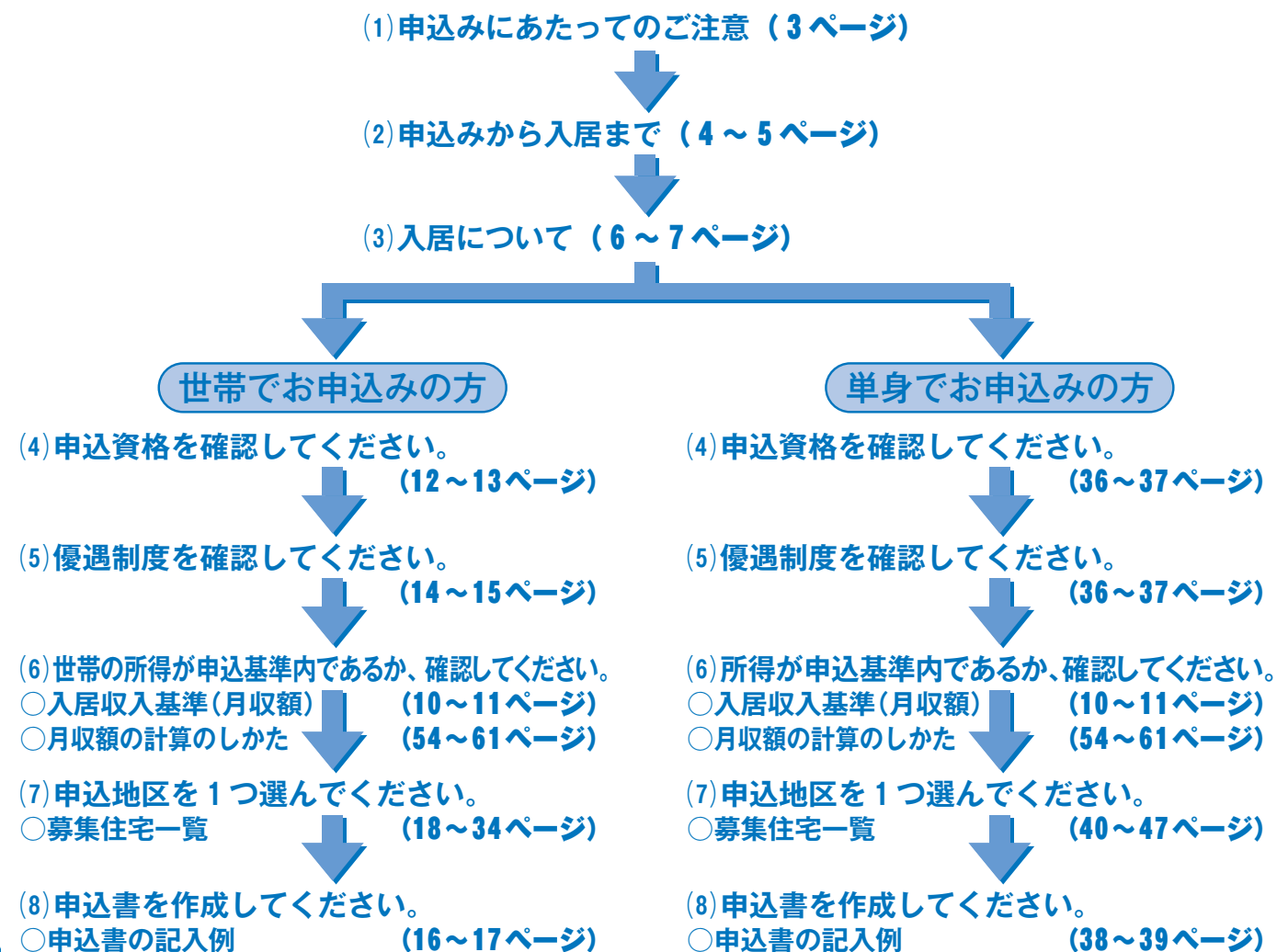
※3 36～37ページ参照 ※4 36～37ページ参照



申込みについて

1 申込みの流れ

申込みにあたっては、下記の順番にしたがって
それぞれの内容をよくお読みください。



特 記 事 項

- 令和7年4月1日現在、千丸台アパート(1～9号棟、12～14号棟)、久末アパート(12号棟)、鶴ヶ丘アパート・テラス(1～3号棟)、では住居内の天井等に、河原町高層アパート(4、6、8号棟)では通路の天井等にアスベストを含有する建築材料が吹き付けられていることを確認していますが、既に除去や囲い込み等の対策工事を実施済みです。また、平成29年度に一斉点検を行いアスベストの飛散は無いことを確認しました。このほか、今回募集の県営住宅では、ベランダの隣室境のボード等にアスベストを含有する場合もありますが、いずれも通常の使用においては支障ありません。
(注) アスベスト(石綿)が要因となって、悪性中皮腫などを引き起こすことがあります。
- いちょう上飯田団地の一部は、新幹線に隣接していますので、防音サッシを使用しておりますが、屋外においては85ホン程度の騒音があります。
- スカイブルー湘南、富士見台ハイツ、サンハイツ渋谷、菖蒲沢、鶴間タウンハウス、ハイム桜ヶ丘、ハイムさがみの、ハイム立野、ハイム座間中谷、ハイムくつがた、アメニティ座間、寺尾本町ハイツ、寺尾西ハイムの各団地付近は、厚木基地の航空路の関係で飛行機の離着陸時に騒音があります。
- 平潟団地には、津波避難対策として、避難階段及び屋上すりを整備してあります。
- アーバンヒルズ浦島は、国道1号線に隣接しているため騒音があります。
- 鶴ヶ峰あさがおハイツは、新幹線に隣接しているため騒音があります。
- ハイム桜台は障害者職業能力開発校の訓練棟が隣接しているため騒音があります。
- 平塚なぎさハイツの南側隣接地に防砂林があります。
- サン植木の北西に墓地が隣接しています。
- 萩園サンハイムの北西150mに茅ヶ崎美化センター(廃棄物処理場)があります。
- アメニティ名古木の敷地の北側に工場が隣接しているため騒音があります。

2 申込みにあたっての注意

- 申込書は1世帯につき1通に限ります。1世帯で2通以上の申込書を提出した場合、または同一の氏名を2通以上の申込書に記載した場合には、申込者や世帯の構成、人数を変えても、それらの申込みはすべて無効となりますのでご注意ください。
- 申込みは郵送(6月2日消印まで有効)でのみ受け付けます。持参による申込みは、一切受け付けておりません。※メール便など郵便の消印のないものは受け付けできません。郵便ポストへの投函時刻によっては翌日の消印になる場合があります。余裕をもってお申込みください。受付期間の最終日は特にご注意ください。
- 申込書、その他の提出書類に虚偽のあることが判明した場合は、失格になります。
- 申込書の家族欄に記入されていない方は入居できません。ただし、申込み後に出生した子は入居可能です。なお、入居する時に同居する家族が変更になるときは、入居を取り消します。
- 受付後、希望地区の変更及び提出書類の返却はできません。
- 住宅(持ち家)のある方は申込みできません。同居しようとする方に住宅(持ち家)がある場合も同様です。ただし、現在持ち家を売却中の方はご相談ください。
- 申込書には、収入証明書類を添付する必要はありません。第二次資格審査時に、入居する方全員の住民票、収入証明書類、その他必要書類を提出していただきます。
- 抽選番号通知および抽選結果の発送に切手が必要となります。必ず110円切手2枚を同封してください。
第一次不合格の方には110円切手1枚を返送いたします。
- 申込資格に関する基準日はすべて令和7年6月1日となります。
- 仮当選後の第二次資格審査の際には、すべての仮当選者に審査会場までお越しいただきます。
- すべての入居決定者には、入居手続き前に、入居指定された住宅の下見をしていただきます。
- 入居手続・入居説明会は、手続・説明会場までお越しいただきます。
- 当選された方の入居時期は令和7年9月1日以降(子育て世帯向住宅は令和7年8月24日以降)となります。(住宅によって異なります。)
- あき家住宅への入居について
神奈川県では、なるべく多くの方に入居していただけるように、申込書配布以降あき家となる住戸を予想して募集戸数を設定しています。〔あき家入居登録制〕といいます。したがって、**当選された方でもあき家が発生しなければ、すぐに入居できない場合があります。**また、**有効期限(令和8年2月1日)までにあき家が見込みどおり発生しないときは、当選が無効となります。**



5月 申込書 → 郵送 → 申込受付期間 5月15日(木) ~ 6月2日(月) 〈郵送のみ受付〉 6月2日消印有効

6月 第一次資格審査 電話で確認する場合があります。申込書に必ず連絡先を記入してください。 第一次不合格の通知及び異議申立て 6月中旬頃発送予定 ※申込書不備、収入超過、住宅困窮理由なし等 失格 ※「落選」扱いとはなりません。

6月 第一次審査合格 → 抽選番号通知 6月中旬発送予定 ※到着は郵便事情により数日かかります。

6月 抽選会 (ご出席の義務はありません) ① 6月25日(水) 12時~16時30分 (抽選結果の集計が終了しだい発表します。) 関内ホール 小ホール (抽選会場と同じ) ② 6月26日(木) 8時30分~17時30分 かながわ土地建物保全協会(下記案内図参照) ※25日(水)15時からインターネットのホームページでも見ることができます。 <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/h5z/cnt/f6022/p28446.html> (また、抽選日の翌日以降の新聞(朝刊)に掲載される場合もあります。) ※電話によるお問い合わせには応じられません。ご了承ください。

6月 抽選結果発表 抽選結果通知 6月下旬発送予定 ※到着は郵便事情により数日かかります。 ※当選・落選いずれの方にも通知します。 ※当選された方には資格審査が行われますが、その結果、申込資格を満たしていない場合は失格となります。(世帯向け住宅の資格 12~13ページ参照) (単身向け住宅の資格 36~37ページ参照)

抽選対象住宅

```

graph LR
    A["6月  
抽選結果通知送付  
(第二次資格審査のご案内)  
6月下旬  
発送"] -- "補欠者の繰り上げ  
6月下旬通知" --> B["7月  
第二次資格審査  
審査会場まで  
お越しいたします。  
7月上旬以降  
※入居する方全員の住民票(外国籍の方は、在留資格のあるもの)、収入証明書類、その他必要書類を提出していただきます。  
※申込資格を満たしていない場合や書類の不備等の場合は失格となります。"]
    B -- "合格  
補欠者の繰り上げ  
8月上旬通知" --> C["8月～1月  
入居手続書類の送付  
【住宅の下見】  
合格された方にはあき家が発生しだい住宅の修繕を行い(時間を要する場合があります。)、手続書類を送付します。手続書類は、入居できる前月の中旬頃に送付します。  
※すべての入居決定者には、入居手続前に、入居指定された住宅の下見をしていただきます。"]
    B -- "失格  
入居できません" --> D["ご注意  
第二次資格審査時には、入居する方全員の住民票を必ずご用意下さい。"]
    C -- "補欠者の繰り上げ  
9月上旬通知" --> E["8月～1月  
入居手続・入居説明会  
手続・説明会場まで  
お越しいたします。  
※入居手続日までに敷金を納入していただきます。  
8月以降  
毎月下旬  
入居手続会を県内複数の地域で開催する予定です。  
第二次資格審査の際に、希望地区を選択することができます。  
※希望地で必ず手続ができるとは限りません。"]
    E --> F["9月～2月  
入居  
9月～2月の毎月1日  
※子育て世帯向住宅は8月24日・10月～2月の毎月1日となります。  
【ご注意】入居指定日は令和7(2025)年9月1日(子育て向けは8月24日)、10月1日、11月1日、12月1日、1月1日、2月1日となります。あき家が発生し準備ができ次第、順次ご案内いたします。  
※あき家修繕等にお時間がかかる場合がありますのでご承知おください。"]
  
```

6月
抽選結果通知送付
(第二次資格審査のご案内)
6月下旬
発送

補欠者の繰り上げ
6月下旬通知

7月
第二次資格審査
審査会場まで
お越しいたします。
7月上旬以降
※入居する方全員の住民票(外国籍の方は、在留資格のあるもの)、収入証明書類、その他必要書類を提出していただきます。
※申込資格を満たしていない場合や書類の不備等の場合は失格となります。

合格
補欠者の繰り上げ
8月上旬通知

失格
入居できません

8月～1月
入居手続書類の送付
【住宅の下見】
合格された方にはあき家が発生しだい住宅の修繕を行い(時間を要する場合があります。)、手続書類を送付します。手続書類は、入居できる前月の中旬頃に送付します。
※すべての入居決定者には、入居手続前に、入居指定された住宅の下見をしていただきます。

ご注意
第二次資格審査時には、入居する方全員の住民票を必ずご用意下さい。

補欠者の繰り上げ
9月上旬通知

8月～1月
入居手続・入居説明会
手続・説明会場まで
お越しいたします。
※入居手続日までに敷金を納入していただきます。
**8月以降
毎月下旬**
入居手続会を県内複数の地域で開催する予定です。
第二次資格審査の際に、希望地区を選択することができます。
※希望地で必ず手続ができるとは限りません。

9月～2月
入居
9月～2月の毎月1日
※子育て世帯向住宅は8月24日・10月～2月の毎月1日となります。
【ご注意】入居指定日は令和7(2025)年9月1日(子育て向けは8月24日)、10月1日、11月1日、12月1日、1月1日、2月1日となります。あき家が発生し準備ができ次第、順次ご案内いたします。
※あき家修繕等にお時間がかかる場合がありますのでご承知おください。

① **関内ホール 小ホール**

所在地：横浜市中区住吉町 4－42－1

※横浜営地下鉄「関内」駅 9 番出口から徒歩 3 分・JR「関内」駅北口から徒歩 5 分
みなとみらい線「馬車道」駅 5 番出口から徒歩 5 分

② **(一社)かながわ土地建物保全協会**

所在地：横浜市中区日本大通 33 県住宅供給公社ビル 7 階

※みなとみらい線「日本大通り」駅 2 番出口から徒歩 3 分・JR「関内」駅南口から徒歩 8 分・横浜営地下鉄「関内」駅 1 番出口から徒歩 8 分・横浜営バス「日本大通り駅・県庁前」下車徒歩 5 分





入居について

1 入居者の費用で行う設備の設置等について

○ 入居者ご自身が設置する設備等について

一部の住宅には、風呂釜、浴槽、多くの住宅には、換気扇、カーテンレール、網戸、インターホンが設置されていません。入居者ご自身の費用負担で取り付けてください。なお、エアコン、ガスコンロ、各居室の照明器具、湯沸し器の設置された住宅はありません。

● 風呂釜、浴槽、湯沸し器の設置

一部の住宅では、風呂釜、浴槽、湯沸し器の設置及び退去時の撤去を入居者ご自身の費用負担で行っていただきます。(設置時の費用はおおむね25～30万円程度。)

● エアコンの設置

エアコンは必要に応じて、入居者ご自身の費用負担で設置及び退去時の撤去をしていただきます。エアコンを設置する際にエアコン専用コンセントがない場合のエアコン専用コンセントの設置等についても入居者ご自身の費用負担で設置及び退去時の撤去をしていただきます。(エアコン専用コンセント設置時の工事費用はおおむね2～4万円程度。)

※ 居室によっては、エアコンが設置できない部屋(窓用エアコンの設置が可能な場合があります)があります。

● 風呂釜、浴槽、湯沸し器やガスコンロなどの機器費及び設置費用について、信販会社の審査の上、分割払い(ショッピングクレジット)のお申込みが可能な場合があります。

○ 入居時費用の貸付金について

入居時に必要となる費用の用意ができない場合、生活福祉資金等の貸付金が受けられる場合がありますので、詳しくは、各市町村の社会福祉協議会まで、お問い合わせください。

○ 入居される住宅の修繕の状況

募集する住宅は、新築住宅を除き前の入居者が退去した住宅(畳の表替え、ふすまの張替え、破損部分の修繕を退去者負担で実施)を日常生活に支障のない程度に修繕して入居いただくものです。新築のような(または新築のようにリフォームされた)状態ではありませんので、あらかじめご了承ください。

また、県営住宅は、建築後相当の年数が経過している住宅が多く、一部修繕できない箇所もあります。

2 入居手続

1 敷金は、家賃の2ヶ月分を入居手続までに納入していただきます。なお、収入が著しく低額である方については敷金の減免制度がありますので、入居手続時に申請書の提出が必要です。

2 収入が著しく低額である方及び障害者、高齢者、母子・父子家庭などの世帯については家賃の減免制度を利用できる場合がありますので、入居手続時にお申出ください。

3 入居手続時に「緊急連絡先登録届」を提出していただきます。

4 別途通知する入居指定日から原則として15日以内に入居していただきます。

5 入居後、15日以内に「県営住宅入居完了届」と「世帯全員の住民票」を提出していただきます。

3 入居にあたっての注意事項

1 県営住宅では動物の持込及び飼うことを禁止しています。
(盲導犬などについてはご相談ください。)

2 駐車場について、あき家住宅は入居後利用申込みをしていただき空区画がある場合のみ使用が可能です。ただし※使用資格要件がございますので、詳しくはお問い合わせください。なお、駐車場の抽選に落選した場合、空区画がない場合又は、使用資格要件に該当がない場合は民間駐車場をご自分で確保してください。
団地内は指定場所以外は駐車禁止ですので、違法・迷惑駐車を絶対にしないでください。

※使用資格要件…… 使用者は名義人又は、同居人であり自動車運転免許証を所有していること。
自家用車であること。自動車寸法＝全長：5.0 m以下、全幅：1.8 m以下等
(法人名義、他人名義の車両でも、一部使用できる場合がありますので、当選後ご相談ください。)

3 県営住宅団地内では、他の居住者との円満な共同生活を妨げるような行為を禁止しています。

4 共益費(階段灯、共同水道、外灯、集会所、給水ポンプ及びエレベーターなどの電気料金並びに浄化槽の清掃に関する費用等)は、入居者負担になります。共益費は、自治会において金額が決定されます。(自治会によって異なりますが、月々3,000円程度)令和7年7月から一部団地では県により金額決定及び徴収を行います。

5 退去時には畳の表替え、ふすま・障子の張替え、破損ガラスの取替えなどを退去者負担でしていただきます。畳の表替えとふすま・障子の張替えは、入居の期間にかかわらず必ず行っていただきます。

6 入居後、毎年収入額の調査があり、それにもとづき翌年の家賃が決定します。

7 家賃を滞納した場合、入居名義人に催告を行い請求します。

8 入居してから3年を経過した後に入居収入基準(月収額)を超えるときは、住宅の明渡しの努力義務が生じます。また、収入額の調査において「高額所得者」に該当する収入があると認められるときは、一定の期間を定め、住宅の明渡し請求をします。

9 身体障害者向住宅において、身体障害者が死亡したり退去した場合は、その住宅を1年以内に明渡ししていただきますが、ほかに適当な移転先が見つからない入居者には同等団地の県営住宅に転居していただくことがあります。



各種住宅について

1 子育て世帯向住宅(入居期限付き住宅)について

1 子育て世帯向住宅(入居期限付き住宅)とは

子育て世帯向住宅(入居期限付き住宅)は、子どもの養育における負担が大きい子育て世帯に対して、低廉な家賃で子育てに適した住宅を一定期間提供することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、安心して子育てのできる環境づくりを住宅面から支援することを目的としています。

※県では健康団地の取組として、子育て住宅を設定しました。従前からの子育て住宅とあわせ募集します。

2 入居資格

現在同居し、扶養している義務教育終了前の子どもがいる世帯。

3 入居期間

入居期間は10年間で、入居期間満了時には退去となります。

4 入居期間の延長

期間満了日に、同居し扶養する子どもが18歳未満の場合は、その事情が存続する間、5年若しくは扶養する子どもが18歳となる年度の3月末日のいずれか短い期間に限り、入居期間の延長をすることが可能です。

5 退去時の居住の安定確保

入居期間が5年以内に満了する入居者で公営住宅入居資格がある方については、他の県営住宅(子育て世帯向住宅以外)に応募することが可能です。

<具体例>

子どもの年齢	小学校就学前					小学校					中学校			高等学校																								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27											
月 日						4/1						3/31	4/1		3/31	4/1		3/31																				
入居要件	義務教育終了前の子どもと現在同居し、扶養している方																																					
	月額収入214,000円以下																																					
	その他一定の要件あり																																					
具体例	◎入居（0歳で入居した場合）												◎入居期間延長（一定の要件あり）			◎入居期間延長（一定の要件あり）																						
																																						
	入居期間10年										入居期間5年						入居期間3年			退去																		
															◎入居（15歳の年度で入居した場合）												退去											
															入居期間10年												※入居期間延長不可											

2 トータルリモデル住宅について

トータルリモデル住宅とは、室内の全面的改装を行い、手すりの取り付け及び段差の解消(バリアフリー化)、浴室・トイレ・台所の設備改善、外部にエレベーターを設置するなどのリフォームを行った住宅です。

3 住戸改善工事済住宅について

住戸改善工事済住宅とは、室内の部分的改善を行った住宅です。(主な改善)玄関:インターホン・ピッキング対策鍵・レバーハンドルの玄関扉、トイレ:手すり、台所:床、給湯設備、浴室:ユニットバス・リモコン・手すり・シャワー・折れ戸、バルコニー:給排水設備・コンセント(外部洗濯機用)

※住宅によって改善箇所が異なります。



今回募集する住宅(市町別)

世帯向け住宅 (掲載ページ一覧)

単身向け住宅 (掲載ページ一覧)

住宅の種類	1 一般世帯向住宅	2 子育て世帯向住宅 (入居期限付き住宅)	1 高齢単身者向住宅	2 一般単身者向住宅	3 一般単身者向住宅 (特定の資格なし)
市 町					
横 浜 市	P19~P23・P31	P32・P34	P41	P43	P46
川 崎 市	P23~P25	P33	P41	P44	P46
相模原市	P25	P33	P41	P44	P46
横須賀市	P25~P26	P33・P34	P41	P44	P46~P47
平 塚 市	P26・P31	P33	—	P44	—
藤 沢 市	P27	P33	P41	—	—
小田原市	P27	—	—	P44	P47
厚 木 市	P27~P28	P33	P42	P44	P47
大 和 市	P28	P33	—	P44	P47
鎌 倉 市	P28	—	—	—	—
茅ヶ崎市	P28~P29	P33	—	—	—
逗 子 市	P29	—	P42	—	—
三 浦 市	P29	—	—	P45	P47
秦 野 市	P29	—	P42	P45	P47
伊勢原市	P18・P29	—	P40・P42	—	—
海老名市	P29	—	—	—	—
座 間 市	P29~P30	P33	—	—	—
綾 瀬 市	P30	—	P42	—	—
葉 山 町	P30	—	—	—	—
寒 川 町	P30	—	—	—	—
二 宮 町	—	—	—	—	—
山 北 町	P30	—	—	P45	—
愛 川 町	—	—	—	—	—